

○厚生労働省令第十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第五十号）の施行に伴い、及び麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第六十三条の規定に基づき、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令

麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第九条中「第二十四条第十一項」を「第二十四条第十項及び第十二項第二号」に、「地方厚生局長（」を「麻薬輸入業者、麻薬輸出处業者、麻薬製造業者又は麻薬製剤業者にあつては地方厚生局長を経由して厚生労働大臣に、その他の麻薬取扱者にあつては地方厚生局長に、」に、「地方厚生局長）」を「地方厚生局長」に改める。

第九条の二第一項中「すべて」を「全て」に、「第二十四条第十一項」を「第二十四条第十二項第一号」

に改め、同条第二項中「地方厚生局長」を「その麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第三項中「地方厚生局長」を「都道府県知事」に、「第二十四条第十一項」を「第二十四条第十二項第一号」に改め、同条第四項中「属する年の」の下に「翌々年の」を加え、「第二項第四号」を「第二項第三号」に改め、同条第六項中「又は」を「そのいずれかが他の麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき、又は」に、「第三号」を「第二号」に、「地方厚生局長」を「その麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事」に改め、同条第七項中「地方厚生局長は、前項」を「都道府県知事は、第六項及び第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者は、第四項の有効期間内において、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者を加える必要があるときは、第一項各号に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、次項に定める手続により当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者と共同して届け出ることができる。

8 前項の規定により届け出る場合において、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者及び当該麻薬

小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者は、第二項各号に掲げる事項を記載した届書（別記第十号の四様式）に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えてその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して提出しなければならない。

第九条の二に次の二項を加える。

10 麻薬小売業者間譲渡許可書の交付を受けた者は、当該麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損し、又は亡失したときは、都道府県知事に申請をして、麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を受けることができる。

11 麻薬小売業者間譲渡許可書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該麻薬小売業者間譲渡許可書を都道府県知事に返納しなければならない。

一 全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者が他の麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき。

二 全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者の免許が効力を失ったとき。

三 前項の規定により麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を受けた後において亡失した麻薬小売業者間譲渡許可書を発見したとき。

第五十五条第一項第十一号中「第二十四条第十一項」を「第二十四条第十項及び第十二項第二号」に改める。

別記第十号の二様式を次のように改める。

別記第 10 号の 2 様式（第九条の二関係）

麻薬小売業者間譲渡許可申請書

他の申請者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡したいので申請します。

年 月 日

| | | | | | |
|---------|-------|-------|------------------------|-----|--|
| 譲渡人・譲渡先 | ① | 麻薬業務所 | 所在地 | | |
| | | | 名 称 | | |
| | | 申 請 者 | 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） | | |
| | | | 氏名（法人にあつては、名称） | 印 | |
| | | ② | 麻薬業務所 | 所在地 | |
| | | | | 名 称 | |
| | 申 請 者 | | 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） | | |
| | | | 氏名（法人にあつては、名称） | 印 | |
| | ③ | | 麻薬業務所 | 所在地 | |
| | | | | 名 称 | |
| | | 申 請 者 | 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） | | |
| | | | 氏名（法人にあつては、名称） | 印 | |
| 備 考 | | | | | |

都道府県知事

殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 麻薬業務所欄及び申請者欄にそのすべてを記載することができないときは、別紙に記載すること。

別記第十号の三様式を次のように改める。

麻薬小売業者間譲渡許可変更届

| | | | | | | |
|-------------------|---|---------|--------------------|------|--|--|
| 許可年月日 | | 年 月 日 | | 許可番号 | | |
| 変更・免許の失効を生じた麻薬業務所 | 変更前 | 麻薬業務所 | | 所在地 | | |
| | | | | 名称 | | |
| | | 住所 | 法人にあつては、主たる事務所の所在地 | | | |
| | | 氏名 | 法人にあつては、名称 | | | |
| | 変更後 | 麻薬業務所名称 | | | | |
| | | 住所 | 法人にあつては、主たる事務所の所在地 | | | |
| | | 氏名 | 法人にあつては、名称 | | | |
| | 変更・免許の失効の事由及びその年月日 | | | | | |
| | <p>上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可を受けている麻薬業務所に変更・免許の失効を生じたので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>①麻薬業務所名称</p> <p>住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p>氏名（法人にあつては、名称） 印</p> <p>②麻薬業務所名称</p> <p>住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p>氏名（法人にあつては、名称） 印</p> <p>都道府県知事 殿</p> | | | | | |

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 届出者欄に、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた者のすべてを記載することができないときは、別紙に記載すること。

別記第十号の三様式の次に次の一様式を加える。

麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届

| | | | |
|--|-------|--------------------|--|
| 許可年月日 | 年 月 日 | 許可番号 | |
| 追加する麻薬小売業者 | 麻薬業務所 | 所在地 | |
| | | 名称 | |
| | 住所 | 法人にあつては、主たる事務所の所在地 | |
| | 氏名 | 法人にあつては、名称 | |
| <p>上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に他の麻薬小売業者を加える必要があるので届け出ます。他の申請者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡します。</p> <p>年 月 日</p> <p>①麻薬業務所名称</p> <p>住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p>氏名（法人にあつては、名称） 印</p> <p>②麻薬業務所名称</p> <p>住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p>氏名（法人にあつては、名称） 印</p> <p>③麻薬業務所名称</p> <p>住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p>氏名（法人にあつては、名称） 印</p> <p>都道府県知事 殿</p> | | | |

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 届出者欄に、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた者のすべてを記載することができないときは、別紙に記載すること。
- 3 追加する小売業者については、追加する小売業者の欄を記入した上で、届出者欄についても必要事項を記入すること。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第四条の規定による改正前の麻薬及び向精神薬取締法第二十四条第十一項の規定により麻薬小売業者間での譲渡しの許可を受けている者の当該許可の有効期間については、第二条の規定による改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行規則第九条の二第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。